令和6年度第2回一般競争入札(府有地等売払)実施要綱

(入札物件)

- 第1条 入札物件は、「入札物件一覧」(別紙1)、「物件調書」(別紙2)のとおりとする。 (入札に参加する者に必要な資格)
- 第2条 入札に参加する者(以下「入札者」とする。)及び入札者と入札物件の共有を予定する者 (以下「共有者」とする。)は、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 落札後に要件を満たさないことが判明した場合、失格するものとする。
 - (1) 次のアからカまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 成年被後見人
 - イ 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者
 - ウ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - オ 民法第6条第1項の規定による営業の許可を得ていない未成年者又は営業の許可を得ていても入札、契約行為について制限をされている未成年者
 - カ 破産法(平成16年法律第75号)第2条第4項に規定する破産者で復権を得ない者
 - (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者(大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。)又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号、及び大阪府暴力団排除条例(平成22年大阪府条例第58号)第2条第2号及び第4号に掲げる者に該当する者でないこと。
 - (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第 1項に規定する観察処分を受けた団体に該当する者でないこと。
 - (5) 大阪府財務部財産活用課が実施した前回の一般競争入札(府有地等売払)の落札者で、定められた契約期間内に落札物件の売買契約を締結しなかった者でないこと。

(現場説明)

- 第3条 入札案内及び物件調書を補足するものとして、「入札物件一覧」(別紙1)記載の日時に 物件所在地等において現場説明を行う。
- 2 入札者が現場説明に参加しなかった場合であっても、大阪府は、入札者が入札手続及び物件 についてすべてを承知した上で入札したものとして取り扱う。

(入札保証金の納付)

- 第4条 入札者は、入札前に入札保証金として、入札金額の100分の2以上(円未満切上げ)に相当する金額を、大阪府所定の納付書によって大阪府指定金融機関の窓口で納めなければならない。なお、共有名義の場合は、入札者が入札者及び共有者を代表して納付するものとする。
- 2 納付書1通につき、1物件の入札保証金を納付するものとする。
- 3 入札保証金は、入札者(共有者は含まない。)の売買代金に充当することができる。
- 4 入札保証金には、利子を付さない。

(入札)

- 第5条 入札は郵送で行い、令和7年2月5日から同年2月14日までの間(以下「入札受付期間」という。) に入札関係書類が大阪府財務部財産活用課に到着するように簡易書留で送付しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、入札受付期間の最終日に限り、午前9時30分から午後4時までの間に大阪府財務部財産活用課に持参することをもって郵送に代えることができる。
- 3 第1項の入札関係書類とは、入札書(様式第1号)、入札保証金届出書(様式第2号)、誓約書(様式第3号)、入札保証金の納付書・領収証書(写し)及び入札書提出用封筒をいい、入札保証金の納付書・領収証書及び入札書提出用封筒は大阪府が配布したものを使用しなければならない。

なお、郵送用封筒については大阪府が配布する封筒を使用するものとするが、他の封筒をもってこれに代えることができる。

4 入札書には、入札者及び共有者の住所(法人の場合は所在地。以下本条では同じ)、氏名(法人の場合は法人名及び代表者名。以下本条では同じ)、物件番号、物件の所在地及び金額を記入すること。

なお、金額はアラビア数字の字体を使用し、最初の数字の前に「¥」を付け、物件の総額を 記入するものとする。

5 入札保証金届出書には、入札者及び共有者の住所、氏名、物件番号、入札保証金額を記入し、 その記載内容が入札書の記載内容と互いに一致するようにしなければならない。

この場合において、入札保証金届出書の裏面には、前条第1項の入札保証金を金融機関に納付した時に受け取った納付書・領収証書(金融機関領収印押印済のものに限る。)の写しを貼付しなければならない。

また、入札保証金届出書には、入札保証金を還付する場合の口座に係る金融機関名、預金の種目、口座番号及び口座名義人氏名も併せて記載するものとするが、記載漏れ又は記載誤りがあっても第7条第8号の規定を適用しないものとする。

- 6 誓約書には、入札者及び共有者の住所、氏名及び生年月日(法人の場合は代表者の生年月日) を記入し、その記載内容が入札書の記載内容と互いに一致するようにしなければならない。
- 7 入札物件の所有を共有名義とする場合には、入札書、入札保証金届出書及び誓約書に当該物件の所有を予定する名義人全員について、必要事項を記載しなければならない。

この場合において、入札書、入札保証金届出書及び誓約書への記載に関する取扱いについては第4項、第5項及び前項の規定を準用する。

8 入札関係書類の提出は、物件ごとに入札書を大阪府が配布した入札書提出用封筒(表面に物件番号を記載すること。)に入れて封をし、その封筒と当該物件の入札保証金届出書及び誓約書を物件ごとに取りまとめて提出するものとする。

また、入札書提出用封筒に記載された物件番号と入札書に記載された物件番号が異なる場合、入札書に記載された番号の物件に対し入札を行ったものとみなす。

(入札書の書換え禁止等)

第6条 入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の無効事由)

- 第7条 次の各号に該当する入札は、無効とする。
 - (1) 開札までに入札参加資格のないことが判明した者がした入札
 - (2) 入札金額が最低売却価格に達しない入札
 - (3) 入札金額が入札保証金の50倍を超える入札
 - (4) 入札金額を訂正した入札
 - (5) 入札者(共有者を含む。)が1人で1物件につき2枚以上の入札をした場合、その全部の入札
 - (6) 入札書の記載内容が識別し難い入札
 - (7) 入札に関し、不正な行為、秩序を乱す行為を行った者がした入札
 - (8) 前各号に掲げる事由以外に本要綱に違反した入札。ただし、失格とするもの及び軽微なものを除く。

(開札)

- 第8条 開札は、令和7年2月18日午前10時30分から、大阪府咲洲庁舎(さきしまコスモタワー) 44階会議室において、地方自治法施行令第167条の8第1項の規定に基づき、当該事務に関係 のない職員の立ち会いのもとに行う。
- 2 入札者の立ち会いは任意とする。
- **3** 入札物件に対し入札を行った者以外の者は立ち会うことができない。

(落札者の決定方法)

- 第9条 落札者は、有効な入札を行った入札者のうち最高の価格をもって入札した者とする。
- 2 有効な入札を行った入札者のうち、最高の価格をもって入札した者が2者以上あるときは、 くじ引きにより落札者を決定する。この場合において、入札者はくじ引きを辞退することがで きない。その際、入札者は、本人であることを確認できる書類(原本)を提示して、大阪府の 確認を受けなければならない。
- 3 前項のくじ引きにおいて、入札者の代理人がくじを引くことができる。 この場合において入札者の代理人は、委任状(様式第4号)に入札者の印鑑登録証明書を添 えて提出し、代理人本人であることを確認できる書類(原本)を提示して、大阪府の確認を受 けなければならない。
- 4 開札会場に入札者若しくはその代理人がいない場合又は入札者若しくは代理人が前二項の 確認を受けられなかった場合は、大阪府が指定した者が当該入札者に代わってくじを引き落札

者を決定する。

(入札保証金の還付)

- 第10条 入札保証金は、落札者を除き、開札後、必要な事務処理期間を経て還付する。
- 2 還付は、入札保証金届出書において入札者があらかじめ指定した入札者と同一名義の金融機 関の預金口座への振込みにより行う。
- 3 入札保証金納付後、入札書を提出するまでに入札を取りやめ保証金の還付を希望する者は、 様式第2号及び様式第6号を大阪府に届け出なければならない。なお、この場合においても、 開札後必要な事務処理期間を経て還付するものとする。

(入札保証金の帰属)

第11条 落札者(共有者を含む。以下同じとする。)が契約を締結しないとき又は落札者が第2条に基づき失格したときは、入札保証金は大阪府に帰属する。

(危険負担)

第12条 落札者は、面積その他物件明細に記載した事項について、実地に符合しないことがあっても、これを理由として契約の締結を拒み、落札の無効を主張し、又は売買代金の減免を請求することはできない。

(共有名義で入札に参加した落札者からの申立書の提出)

- 第13条 共有名義で入札に参加した落札者は、速やかに次の事項に関する申立書を大阪府に提出 しなければならない。
 - (1) 落札した土地の所有権持分割合
 - (2) 契約金額の負担区分
 - (3) 登録免許税額の負担区分

(落札者の書類提出)

第14条 落札者が個人の場合は住民票等を、法人の場合は履歴事項全部証明書若しくは現在事項 全部証明書及び役員名簿(氏名、読み仮名、生年月日が分かるもの)を、落札後大阪府の求め に応じ速やかに大阪府に提出しなければならない。

(大阪府警察本部長への個人情報の提供)

第15条 大阪府は、落札者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者、並びに大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号に該当する者でないことを確認するため、大阪府暴力団排除条例第26条第2項の規定により、落札者から提出のあった住民票等、履歴事項全部証明書、現在事項全部証明書、役員名簿及び誓約書により収集した個人情報を大阪府警察本部長に提供する。

(売買契約の締結)

第16条 落札者は、令和7年3月3日から同年3月18日までの間に、大阪府財務部財産活用課に おいて、府有財産売買契約書(様式第5号)により大阪府と落札した物件の売買契約を締結す るものとする。

なお、売買契約締結までの事務手続きも落札者以外の者が行うことはできない。

2 落札者は、契約締結と同時に、売買代金の全額を納付しなければならない。

- 3 売買代金は落札額と消費税及び地方消費税相当額の合計額とする。
- 4 入札保証金は売買代金に充当するものとする。ただし、落札者が入札保証金を売買代金に充当しない旨申し出た場合、落札者の入札保証金は、大阪府が売買代金の完納を確認した後、第 10条の規定に基づき還付する。
- 5 落札者が第2条に基づき失格したときは契約を締結しない。
- 6 落札者が売買契約を締結しなかった場合(前項による場合を含む。)、その落札者は、大阪府 財務部財産活用課が実施する次回の入札に参加することができない。

(所有権の移転時期)

- 第17条 落札した物件の所有権移転は、売買代金を完納したときとする。
- 2 物件は、所有権の移転と同時に、現状有姿(あるがままのかたち)で、引き渡すものとする。 (落札物件に係る権利義務の譲渡制限)
- 第18条 落札者は、落札した物件の所有権移転登記前に、当該落札物件にかかる一切の権利義務 を第三者に譲渡することができない。

(公租公課等)

第19条 落札した物件の所有権移転登記に要する登録免許税及び所有権移転後の公租公課等は、 落札者の負担とする。

(留意事項)

- 第20条 入札者は、本要綱の各条項(府有財産売買契約書、物件調書(別紙2)の各条項を含む。) 及び入札物件の法令上の規制をすべて承知した上で入札するものとする。
- 2 入札保証金の納付、落札した物件の売買において使用する通貨は、日本国通貨に限るものと する。
- 3 入札者は、本要綱を遵守しなければならない。

(開札結果の公表)

第21条 開札結果については、その内容(物件所在地、数量、落札者の氏名・法人名、落札金額、 入札者及び共有者の氏名・法人名、入札金額)を、大阪府ホームページで速やかに公表する。 (その他)

第22条 この要綱によりがたい事項が生じた場合は、別途定めるものとする。

入 札 物 件 一 覧

(日時は令和7年)

物件番号	入札物件所在地	地 目	最低売却価格	以前の	現場説明
番号	(住居表示)	数量(m³)	(円)	利用形態	日 時
1	大阪市住之江区御崎二丁目425番37 (大阪市住之江区御崎二丁目11番街 区) ※建物付き物件	宅地 62.98	9,160,000	施 設 用 地 (元大阪府警察 警ら連絡所)	1月17日(金) 午後3時
2	①吹田市山田北2982番3 ②吹田市山田北2982番10 ③吹田市山田北2982番11 ④吹田市山田北2982番12 (いずれも吹田市山田北11番街区)	宅地 120.06	24,700,000	主要地方道 箕面摂津線 区域外用地	1月21日(火) 午後3時

物 件 調 書

- この物件調書は入札参加希望者が入札物件を確認する上での資料であるとともに、 売買契約に係る条件も記載していますので、よくお読みください。
- 入札の前に必ず現地をご確認ください。
- 最寄り駅からの距離は、駅から物件までの概ねの道路距離を表示しています。
- 道路幅員は原則として現況の幅員を表示していますので、建物建築等に伴い必要と なる道路後退については関係機関にご確認ください。
- 道路後退等で予め予測されるものについては、物件明細に表示しておりますが、 これ以外についても土地利用形態等により必要となる場合があります。
- 土地利用に必要となる接道条件(幅員・連続性等)については、関係機関と十分協議してください。
- 各種供給処理施設(上・下水道、電気、ガス等)の利用に当たっては、各事業者と 十分協議してください。
- 特定家庭用機器再商品化法は「家電リサイクル法」と表示しています。
- 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律は「フロン回収・破壊法」と表示しています。
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律は「廃棄物処理法」と表示しています。
- ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法は「PCB特別 措置法」と表示しています。
- 一般社団法人日本消火器工業会が運用する廃消火器リサイクルシステムは「廃消火器リサイクルシステム」と表示しています。
- ※各入札物件の位置図に使用している地図は、㈱ゼンリンの使用承認を得ています。 なお、現在の周辺の状況は上記の地図と異なっている場合があります。

物件	番号	1		:	物件明細(建	物付	.)						
	所 在 地 住居表示				6二丁目425番37 卸崎二丁目11番街区)								
	交通機関]	Osaka Metro	四つ橋	喬線・ニュートラム (主之江	公園駅	北東	勺890m	(道路距離)			
最	低売却価	格	9, 160, 0	0 0 0	円								
	売買代金	-	なお、本物件に	売買代金は、落札額と消費税及び地方消費税の合計額とします。 なお、本物件については消費税等の課税対象である建物の価格が0円のため、消費税及び 地方消費税の金額は0円とします。									
1	. 土地の	概要											
正	亩 ≉	漬	登記:62.98㎡	身	実測:62.98 m²			登記地目		宅 地			
担	接面道路(か 況	北側:市道・	畐員約:	り5.4m・舗装有・高低差	差無・	歩道無		·				
法			区域区分	市往	街化区域								
法令等に基づく	都市計画法	用途地域	第一	一種住居地域									
に世	4 I dilide	四亿	地域地区	7									
盛づ			建ペい率	80%		容	積	图 200%	⁄o				
く制限	その他の法令等	か	景観法(景観記 電波法(伝搬降日影規制(4 r	章害防	i止区域)								
私证	重の負担等	等に	負担の有無	無									
関す	ける事項		負担の内容										
	区	分	配管等の状況	兄	照会先及び電話番号								
供給	公営水	〈道	前面 有		大阪市 水道局 東部水道センター 給水装置工事グループ 06-6927-7611								
処理施	電	気	前面 有		関西電力送配電㈱ コンタクトセンター 0800-777-3081								
設の状	都市カ	i ス	前面 有		大阪ガスネットワー 06-6202-2141	・ク(株)	導管	青報センタ	· 🗀				
況	公共下海	水道	前面 有		大阪市 建設局 下 (許認可申請等・排水			改管理課 06- 6615-	6260				

(特記事項)

- 1 現状有姿による売却ですので、物件の引渡しはあるがままの形になります。
- 2 本地は、昭和30年4月から昭和44年11月まで大阪府警察住之江警察署南加賀屋巡査派出所の敷地として、昭和44年12月から令和6年8月まで、同警察署御崎警ら連絡所の敷地として使用されていました。
- 3 建築行為等の際は、担当窓口と協議してください。

(お問い合わせ先:大阪市計画調整局建築指導部建築確認課 電話 06-6208-9301)

4 本地は、電波法に規定する伝搬障害防止区域に指定されているので、その区域に地表31mを超える高 層建築物等を建築する際には同法に基づく届け出が必要です。

(お問い合わせ先:総務省近畿総合通信局無線通信部陸上第一課 電話 06-6942-8559)

5 本地西側で、本地から隣接地へ屋根、止水付メーター及び犬走りの一部が越境しています。西側隣接地の土地所有者とは、確認書を取り交わしています。なお、確認書は大阪府財務部財産活用課で閲覧できます。

(お問い合わせ先:大阪府財務部財産活用課財産処理グループ 電話 06-6210-9184)

6 本地南東側で、隣接地から本地へ排水桝及び犬走りの一部が越境しています。南東側隣接地の土地所 有者とは、確認書を取り交わしています。なお確認書は大阪府財務部財産活用課で閲覧できます。

(お問い合わせ先:大阪府財務部財産活用課財産処理グループ 電話 06-6210-9184)

7 土地境界確定協議書等は大阪府財務部財産活用課で閲覧できます。

(お問い合わせ先:大阪府財務部財産活用課財産処理グループ 電話 06-6210-9184)

- 8 供給処理施設(公営水道・電気・都市ガス・公共下水道)については、各事業者にお問い合わせください。
- 9 売買物件の引渡し後、売買物件が数量の不足その他契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできません。ただし、大阪府が知りながら告げなかった内容及び買受者が消費者契約法第2条第1項に規定する消費者である場合については、この限りではありません。

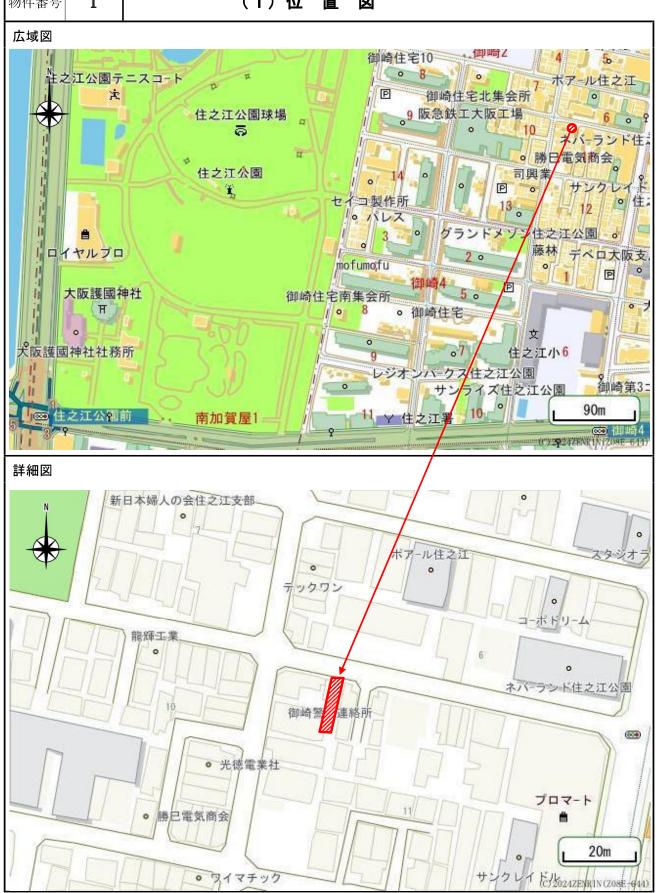
2	. 建物の概	要						
建物	所 在	大阪市住之江区御崎二丁目425番37		所有者	大阪府			
\mathcal{O}	家屋番号	(未登記物件につき無)		17. 35 m²				
内容・	種 類	(未登記物件につき無)	床面積		の延床面積は大阪府公有財			
本件	構造等			産台帳に記載されているものであり、不動産登				
は未	建築時期			記法その他登記に必要となる諸規則等の規定				
登記物	附属建物	無		に基づく算定では	めりよぜん。)			
本件は未登記物件で	棟 数 等	1棟	駐車場	無				
す	工作物	無		閉鎖時期	令和6年8月1日			

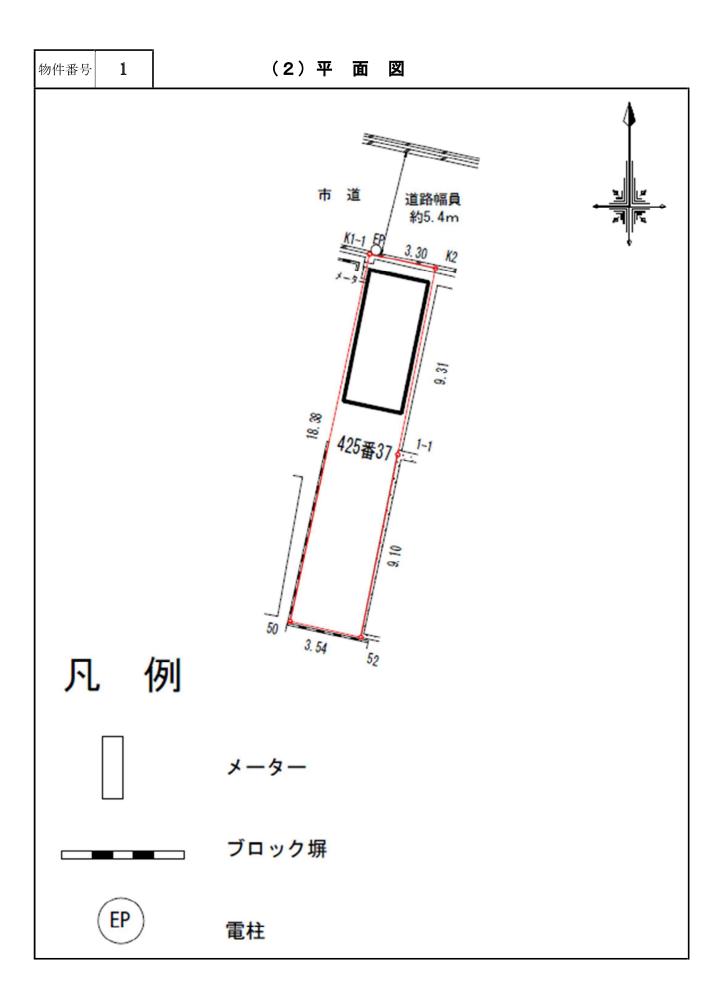
【特記事項】

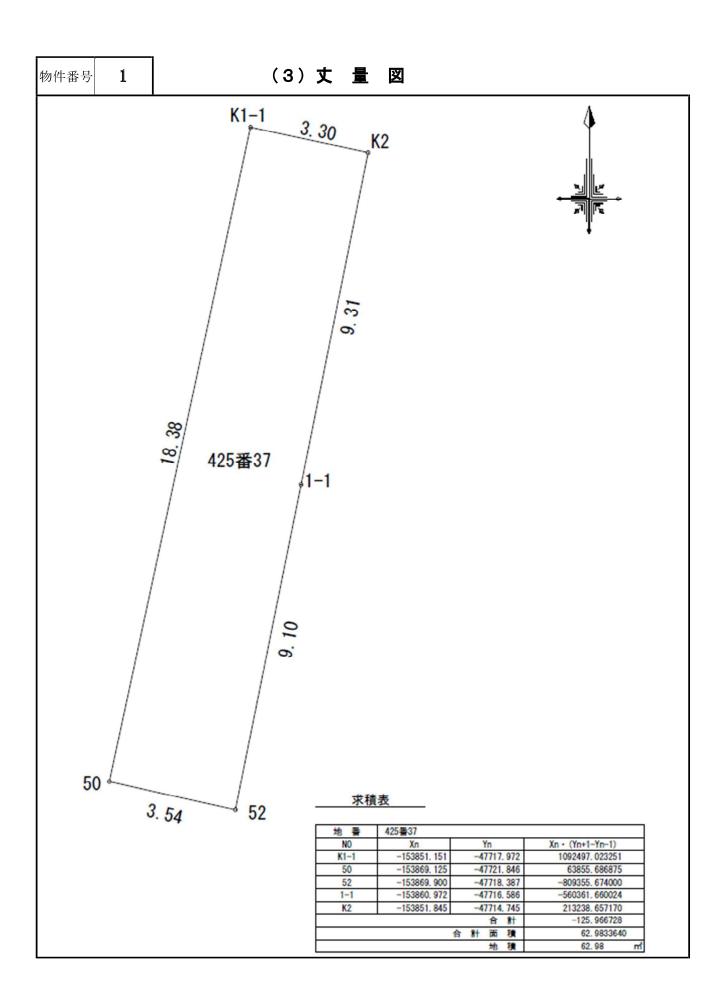
- 1 現状有姿による売却ですので、物件の引渡しはあるがままの形になります。
- 2 本件建物については耐震診断を実施しておりません。
- 3 本件建物及び諸設備は、相応の年数が経過しており、目視できない部分にも毀損・損耗・劣化等が見 込まれます。
- 4 建物建築時の平面図は大阪府財務部財産活用課で閲覧できますが、全ての図面が揃っているわけでは ありません。なお、図面は参考であり、現状が異なる場合は現状を優先します。

(お問い合わせ先:大阪府財務部財産活用課財産処理グループ 電話 06-6210-9184)

- 5 建物及び諸設備を取壊し処分する際には、廃棄物処理法等の法令に基づき、基礎部分や埋設管等まで 適切に処理してください。
- 6 建物の解体等を行う場合には、石綿(アスベスト)含有建材について、あらかじめ十分調査をした上で工事を行ってください。石綿含有建材の使用が認められる場合は、大気汚染防止法、労働安全衛生法に基づく石綿障害予防規則、大阪府生活環境の保全等に関する条例等の規定に基づく所定の手続きを行った上で適切に処理してください。詳しくは13ページの「8その他の注意事項(9)」をご覧ください。
- 7 建物は未登記ですので、ここに記載している床面積の数量は、不動産登記法その他、登記に必要となる諸規則の規定に基づき算定されたものではありません。建物登記が必要な場合は、落札者が売買契約締結後、自らの費用で行って下さい。
- 8 売買物件の引渡し後、売買物件が数量の不足その他契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできません。ただし、大阪府が知りながら告げなかった内容及び買受者が消費者契約法第2条第1項に規定する消費者である場合については、この限りではありません。







物件	番号	2			物件	明	細					
	·		1)	吹田市山田	北2982番3		2	吹田市山	田北2982番10			
	所 在 住居表		3	③ 吹田市山田北2982番11 ④ 吹田市山田北2982番12								
			(V	ずれも「吹	田市山田北11番街区」)						
	交通機	幾関		阪急千里線 山田駅 北東約710m(道路距離) 大阪モノレール 山田駅 北東約710m(道路距離)								
最	低売去	印価格	2 4	24,700,000円								
	面 積			① 25.9 ③ 31.1	=	合計		120. 06 m²	登記地目	宅 地		
'\(\frac{1}{2}\) \\ \(\frac{1}{2}\) \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\					3 m ² 231. 19 m ² 3 m ² 431. 76 m ²		実測	120. 06 m²	安配地自	七地		
抱	妾面道 犬	路の 況			員約17.1m・舗装有 員約5.7m・舗装有・							
			区	域 区 分	市街化区域							
法	±17 1. :	₩## 	用	途 地 域	第一種住居地域							
令等に	都市計画法	地	域 地 区	25m第三種高度地	区							
法令等に基づく制		建	ペい率	60%		容	積 率	200%				
制限	その 法令		建築基準法(22条防火区域) 景観法(景観計画区域) 日影規制(4m/5-3時間) 吹田市立地適正化計画(都市機能誘導区域、居住誘導区域)									
私道	道の負	担等に	負担	旦の有無	無							
関す	よる事	項	負担	旦の内容	_							
	区	分	配管	等の状況			照会先	及び電話番	·号			
供給加	公営	水道	前面	有	吹田市 水道部 06-6384-1371	工務室	給力	く相談グルー	ープ			
供給処理施設	電	気	前面	有	関西電力送配電㈱ 0800-777-3081	コン	 ′タクト 	・センター				
の 状	都市	ī ガ ス	前面	ī 有	大阪ガスネットワ [、] 06- 6202- 2141	 一ク(株	導管	で情報センタ	Z —			
況	公共	下水道	前面	i 有	吹田市 下水道部 06-6384-2068	水循	環室	管理担当				
	匚 作	物	ネッ	トフェンス								

【特記事項】

- 1 現状有姿による売却ですので、物件の引渡しはあるがままの形になります。
- 2 本地は、主要地方道箕面摂津線区域外用地です。
- 3 建築行為等の際は、担当窓口と協議してください。

(お問い合わせ先:吹田市都市計画部開発審査室 電話 06-6384-1974)

4 本地は、吹田市立地適正化計画(都市機能誘導区域、居住誘導区域)に該当する区域です。詳細については、担当窓口にお問い合わせください。

(お問い合わせ先:吹田市都市計画部計画調整室 電話 06-6318-6367)

5 本地において試掘調査した結果、地下埋設物を確認したため、埋設物を撤去しています。試掘調査及 び埋設物撤去工事の資料については、大阪府財務部財産活用課で閲覧できます。

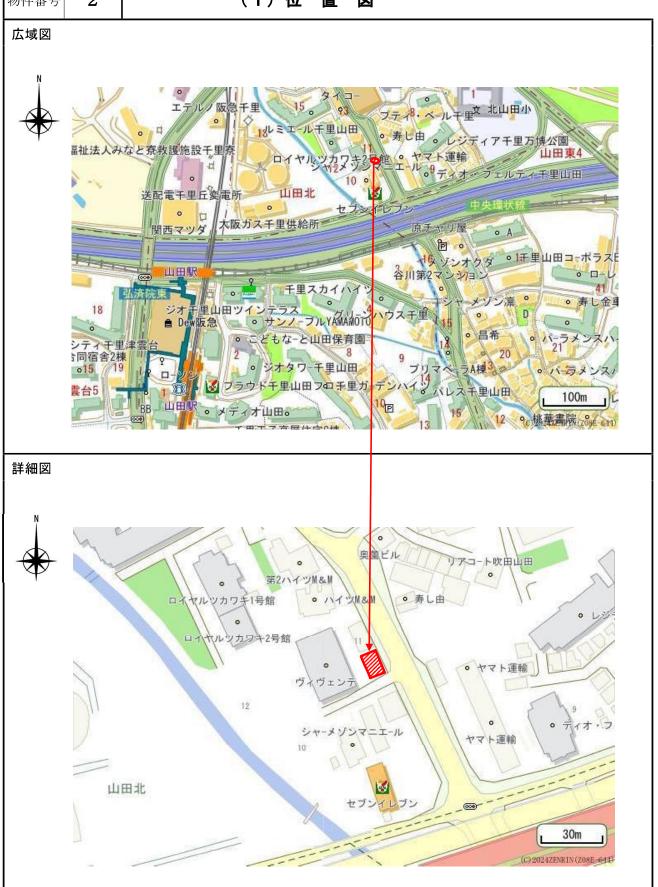
(お問い合わせ先:大阪府財務部財産活用課財産処理グループ 電話 06-6210-9184)

6 土地境界確定協議書等は大阪府財務部財産活用課で閲覧できます。

(お問い合わせ先:大阪府財務部財産活用課財産処理グループ 電話 06-6210-9184)

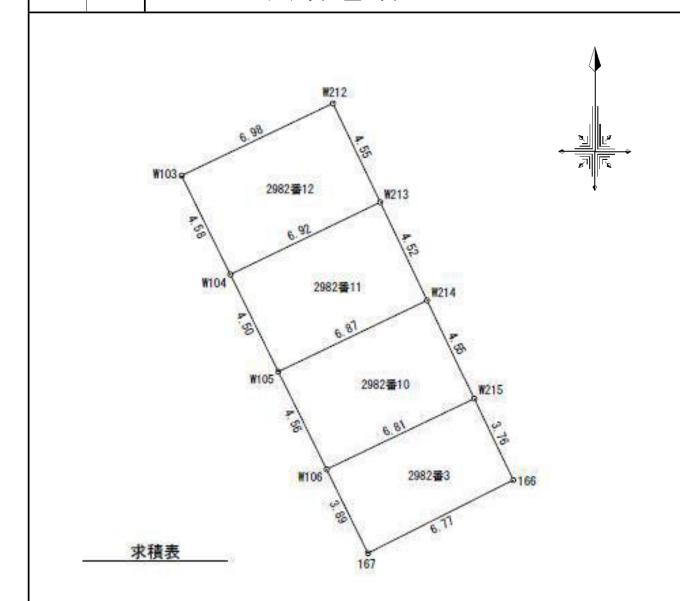
- 7 供給処理施設(公営水道・電気・都市ガス・公共下水道)については、各事業者にお問い合わせください。
- 8 売買物件の引渡し後、売買物件が数量の不足その他契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできません。ただし、大阪府が知りながら告げなかった内容及び買受者が消費者契約法第2条第1項に規定する消費者である場合については、この限りではありません。

(1)位置図



2

(3) 丈量図



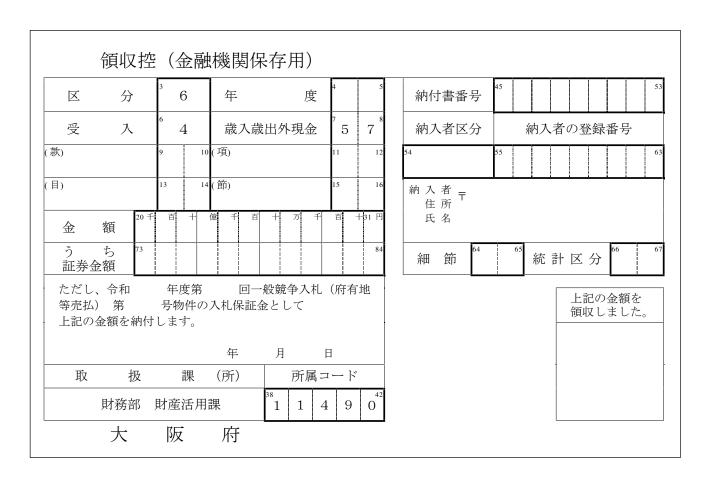
地 番	1 2982-3						
NO	Xn	Yn	1	/n+1-	Yn-	1	Xn · (Yn+1-Yn-1)
W215	-132205. 801	-44006. 482			-7.	769	1027106. 867969
W106	-132208. 746	-44012. 629			-4.	426	585155. 909796
167	-132212. 236	-44010.908			7.	769	-1027156. 861484
166	-132209, 193	-44004.860			4.	426	-585157. 888218
1000-00	80-2				合	ăt	-51. 971937
			合	24	面	積	25. 9859685
				13	地	積	25. 98 n

NO	Xn	Yn	Yn+	1-Yn-	-1	Xn · (Yn+1-Yn-1)
W213	-132197, 611	-44010, 398			. 190	1082698, 434090
W104	-132200. 614	-44016.638		-4	. 248	561588. 208272
W105	-132204. 655	-44014. 646		8	. 190	-1082756. 124450
W214	-132201.690	-44008, 448		4	. 248	-561592. 779120
				合	ät	-62, 261208
		1	合 計	面	積	31, 1306040
				地	積	31. 13 n

地 番	2 2982-10				
NO	Xn	Yn	Yn+1-Yn-	1	Xn • (Yn+1-Yn-1)
W214	-132201. 690	-44008. 448	-8.	164	1079294. 597160
W105	-132204. 655	-44014. 646	-4.	181	552747. 662555
W106	-132208. 746	-44012. 629	8.	164	-1079352. 202344
W215	-132205, 801	-44006. 482	4.	181	-552752. 453981
111	12 III N	- 60	合	計	-62.396610
		1	面信台	積	31. 1983050
			地	積	31.19 r

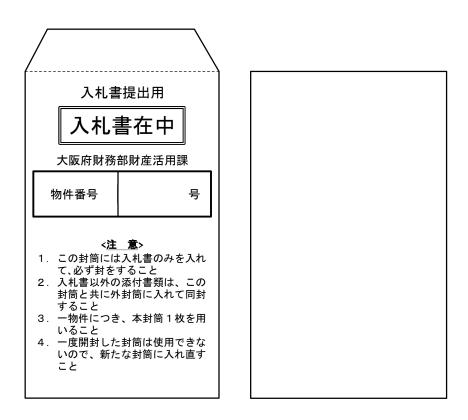
地 番	4 2982-12					
NO	Xn	Yn	Yn+	1-Yn-	-1	Xn • (Yn+1-Yn-1)
W212	-132193, 499	-44012. 364		-8	. 266	1092711, 462734
W103	-132196.506	-44018. 664		-4	. 274	565007. 866644
W104	-132200. 614	-44016. 638		8	. 266	-1092770. 275324
W213	-132197. 611	-44010. 398		4	. 274	-565012. 589414
	81 10	- 1		合	8t	-63. 535360
		1	合 計	面	積	31.7676800
				th	藉	31 76 r

納付	書・領リ	又証書		
区 分	6 年	度	4 5	納付書番号 45 53
受 入	4 歳入	歳出外現金	⁷ 5 7 ⁸	納入者区分 納入者の登録番号
(款)	9 10(項)		11 12	54 55 63
(目)	13 14 (節)		15 16	納入者 _〒 住所
金 額	百 十 億 千	百 十 万 千	百 十31円	氏名
う 証券金額			84	細節 64 65 統計区分 66 67
ただし、令和 等売払) 第 ・上記の金額を納付	号物件の入札保証	一般競争入札(正金として	(府有地	上記の金額を領収しました。
	年	月 日	l	
取 扱	課 (所)	所属コ	ード	
財務部	財産活用課	$ \begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	9 0	
大	阪 府			

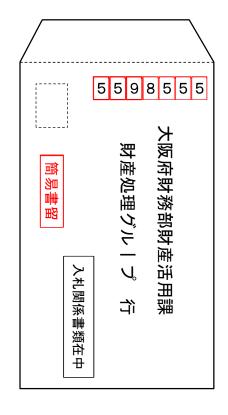


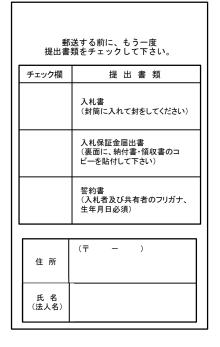
領収控	(大阪府送付	付用)		
区分	3 6 年	度 4	5	納付書番号 45 53
受 入	6 4 歳入。		7 8	納入者区分 納入者の登録番号
(款)	9 10 (項)	11	12	54 55 63
(目)	13 14 (節)	15	16	納入者 〒 住所
金 額	百十億千百	百 十 万 千 百	十31 円	氏名
う 証券金額			84	細節 64 65 統計区分 66 67
ただし、令和等売払)第	1 3 4 2 1 1	一般競争入札(府7 金として	有地	上記の金額を領収しました。
	年	月日		
取扱	課(所)	所属コート	· .	
財務部	財産活用課	³⁸ 1 1 4 9	O ⁴²	
大	阪 府			

入札書提出用封筒 (横9cm×縦22.5cm)



郵送用茶封筒(横11.9cm×縦23.5cm)





入 札 書

大阪府知事様

入札者

住 (所 在 地)

氏 名 法 人 名 代表者名

 共有者
 共有者

 住 所 (所在地)
 住 所 (所在地)

 氏 名 [法 人 名 (代表者名]
 氏 名 [法 人 名 (代表者名]

物件番号	物	件	所	在	地	(住居表示は記入不要)

	千億	百億	拾億	億	千 万	百万	拾 万	万	千	百	拾	円
金 額												

一般競争入札(府有地等売払)実施要綱及びその他入札案内に記載された事項を承知の上、 上記のとおり入札します。

注意

- 1 黒又は青のボールペンでご記入ください。
- 2 入札書は物件ごとに別の用紙を使用してください。
- 3 物件番号欄には入札物件一覧に記載されている番号を記入し、物件番号に対応する 物件所在地を物件所在地欄に記入してください。
- 4 金額はアラビア数字で記入し、初めの数字の頭に「¥」マークを入れてください。
- 5 金額欄を書き損じた場合は、新たな用紙を用いて入札書を作成し直してください。
- 6 一度提出した入札書を訂正したり、取り消したりすることはできません。

入札保証金届出書

令和 年 月 日

大阪府知事 あて

入札者

〒 住 所 (所在地)

フリガナ 氏 名 (法 人 名) (代表者名) 電 話

共有者

〒 住 所 (所在地)

フリガナ 氏 名 (法 人 名) (代表者名)

電 話

共有者

〒 住 所 (所在地)

フリガナ 氏 名 (法 人 名) (代表者名)

電 話

下記の金額を一般競争入札(府有地等売払)の入札保証金として納付しました。

物件	
番号	

入札保証金¥

(納付した入札保証金の金額を記入してください)

上記物件を落札した場合は入札保証金を入札者の売買代金に充当してください。落札とならなかったとき、その他返還事由が生じた場合には、納付した入札保証金を下記の口座に振り込んでください。なお、入札終了後、入札保証金の返還までに日数を要しても、異議はありません。

金融機関名 ※ゆうちょ銀行は不可	銀行(金庫)	支店
預金の種目	普通預金 ・ 当座預金 ・ その他()
口座番号		
口座名義人 氏 名	(フリガナ)	

「納付書・領収証書」のコピーを裏面に貼付してください。

誓約書

私は、大阪府が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づき、一般競争入札(府有地等売払)により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団密接関係者を入札、契約から排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

記

※誓約・同意事項を確認し、はい・いいえのどちらかを○で囲んでください。

私は、大阪府が実施する令和6年度第1回一般競争入札(府有地等売払)に参加するに際して、 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に 掲げる者のいずれにも該当しません。	はい・いいえ
私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号、並びに大阪府暴力団排除条例(平成22年大阪府条例第58号)第2条第2号及び第4号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪府から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。	はい・いいえ
私は、大阪府が本誓約書及び役員名簿等から収集した個人情報を大阪府警察本部長へ提供することに同意します。	はい・いいえ
私は、この契約締結の日から5年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならないことに同意します。	はい・いいえ

令和 年 月 日

大阪府知事 様

<u>入札者</u>

住 所(所在地)

フリガナ 氏 名 (法 人 名) (代表者名)

生年月日

<u>共有者</u>	<u>共有者</u>
住 所	住 所
(所在地)	(所在地)
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
[法 人 名] (代表者名]	[法 人 名] (代表者名)
生年月日	生年月日

委 任 状

私は、大阪府が実施する令和6年度第2回一般競争入札(府有地等売払)の開札において下記のとおり代理人に権限を委任します。

記

1 委任する権限

第<u></u> 号物件の一般競争入札開札において、地方自治法施行令第167条の9に基づき、くじを引く権限

2 代理人

住 所

氏 名

令和 年 月 日

委任者(入札者)

住 所

氏 名

印

(印鑑登録印)

(注) 委任者の印鑑登録証明書(発行日より3か月以内のもの)を添付してください。 代理人は本人を確認できる書類を持参してください。

府有財産売買契約書(案)

売払人大阪府(以下「甲」という。)と買受人 う。)は、次のとおり府有財産の売買契約を締結する。 (以下「乙」とい

(信義誠実の義務)

第1条 甲及び乙は、信義に従い、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(売買物件)

第2条 売買物件は、末尾並びに入札実施時に提示した別紙「物件明細」及び閲覧 に供した資料に記載のとおりとする。

(売買代金)

第3条 売買代金は、金 円とする。(うち、土地価格

円、建物

価格0円、消費税及び地方消費税相当額金0円)

(契約保証金)

第4条 契約保証金は、免除する。

(支払方法)

第5条 乙は、第3条に定める売買代金をこの契約締結と同時に、甲が発行する納 入通知書等により、甲に支払わなければならない。

(所有権の移転及び登記嘱託)

- 第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金の支払いを完了したときに、乙に移転 したものとする。
- 2 乙は、前項の規定により売買物件の所有権が移転した後に登記に必要な書類を 添えて甲に対し所有権移転の登記を請求するものとし、甲は、乙の請求により遅 滞なく所有権の移転登記を嘱託するものとする。

(物件の引渡し)

- 第7条 甲は、売買物件の所有権が移転した後、直ちに当該物件を現状有姿で、乙 に引き渡すものとする。
- 2 乙は、前項による引渡しを受けたときは、直ちに当該物件の受領書を甲に提出 しなければならない。

(危険の移転及び契約不適合責任等)

- 第8条 この契約締結の日から売買物件の引渡しの時までの間において、乙の責め に帰することのできない理由により、売買物件に滅失、毀損等の損害を生じたと きは、その損害は甲が負担する。
- 2 乙は、売買物件の引渡し後、売買物件が数量の不足その他契約の内容に適合し ないことを理由として、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の 請求及び契約の解除をすることができない。ただし、甲が知りながら告げなかっ た内容及び乙が消費者契約法(平成12年法律第61号)第2条第1項に規定する消 費者である場合については、この限りでない。

(公序良俗に反する使用等の禁止)

第9条 乙は、この契約締結の日から5年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない。

(実地調査等)

第10条 甲は、前条に定める義務の履行状況を確認するため、随時に実地調査し、 乙に対し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。この場合において、 乙は、その調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を 怠ってはならない。

(違約金)

- 第11条 乙は、次の各号に定める事由が生じたときは、甲の請求により、それぞれ 各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。
 - (1) 前条に定める義務に違反したときは、金(売買代金の1割)円
 - (2) 第9条に定める義務に違反したときは、金(売買代金の3割)円
 - (3) 第12条第2号に該当することが判明したときは、金(売買代金の3割)円
- 2 前項の違約金は第16条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

- 第12条 甲は、乙が次のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。
 - (1) 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。
 - (2) 乙が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号の規定に該当する者と認められるとき。

(返還金等)

- 第13条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が第14条に定める義務を 完全に履行した後、乙が第3条の定めにより支払った売買代金を返還する。ただ し、当該返還金には利息を付さない。
- 2 甲が解除権を行使したときは、乙は自らが負担した契約の費用及び売買物件に 支出した必要経費、有益費その他一切の費用を甲に請求することができない。

(原状回復)

- 第14条 乙は、甲が第12条に定める解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに、次の各号に定める事項を実行しなければならない。
 - (1) 売買物件について設定された抵当権、その他当該物件の完全な所有権の行使を妨げる負担を消滅させること。
 - (2) 甲名義に所有権移転登記をするための登記承諾書を甲に提出すること。なお、甲名義に所有権を移転するために必要な登記費用等は、すべて乙の負担とする。
 - (3) 売買物件に存在する乙が設置した建物及びその他の工作物等を収去したうえで甲に返還すること。ただし、甲が原状に復する必要がないと認めたときは、

乙は、甲に対し現状のまま返還することができる。

- 2 前項第3号ただし書により、売買物件を返還したときは、当該売買物件内に残置したものの所有権はすべて甲に帰属する。なお、これにより、乙が損害を被っても甲に対して一切の請求をすることができない。
- 3 乙は、第1項第3号ただし書の場合において、売買物件が滅失又は毀損しているときは、その損害賠償として、減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

(使用料相当額損害金)

- 第15条 乙は、甲が第12条に定める解除権を行使したときは、次の各号に定める使用料相当額損害金を甲に支払わなければならない。この場合において、使用料相当額は、第3条に定める売買代金に年率7.4パーセントを乗じて算出した額とする。
 - (1) 第7条の定めにより売買物件の引渡しを受けた日から、甲が解除権の行使を 通知した日までの間の使用料相当額
 - (2) 甲が解除権の行使を通知した日の翌日から、前条第1項に定める義務を完全 に履行して売買物件を甲に返還する日までの間の使用料相当額

(損害賠償)

第16条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、 第11条に定める違約金に加えて、その損害を賠償しなければならない。

(返還金の相殺)

- 第17条 甲は、第13条の定めにより売買代金を返還する場合においては、次の各号 の合計額を返還金から控除して返還するものとする。なお、控除できない金額が ある場合は、乙は甲に対して別途これを支払わなければならない。
 - (1) 第11条に定める違約金
 - (2) 第14条第1項第2号に定める登記費用等
 - (3) 第14条第3項に定める損害賠償金
 - (4) 第15条に定める使用料相当額損害金
 - (5) 第16条に定める損害賠償金

(費用の負担)

- 第18条 この契約の締結に要する印紙税等の必要な費用は、すべて乙の負担とする。
- 2 甲から乙への所有権移転登記等必要な登記費用等は、すべて乙の負担とする。

(法令等の規制の遵守)

第19条 乙は、売買物件の法令等の規制を熟知の上、この契約を締結したものであることを確認し、当該物件を利用するに当たっては、当該法令等を遵守するものとする。

(裁判管轄)

第20条 この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えの管轄は、甲の事務所の所在地を管轄する大阪地方裁判所とする。

(疑義等の決定)

第21条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、甲 乙協議の上、これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を 保有する。

令和 年 月 日

甲 大阪府 代表者

乙 (住所) (氏名)

物 件 の 表 示

所 在	地番	地目	面	積 (m²)		
<i> 1</i> 71			地 田		公簿面積	実測面積
	計					

府有財産売買契約書(案)

売払人大阪府(以下「甲」という。)と買受人 う。)は、次のとおり府有財産の売買契約を締結する。 (以下「乙」とい

(信義誠実の義務)

第1条 甲及び乙は、信義に従い、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(売買物件)

第2条 売買物件は、末尾並びに入札実施時に提示した別紙「物件明細」及び閲覧 に供した資料に記載のとおりとする。

(売買代金)

第3条 売買代金は、金

円とする。

(契約保証金)

第4条 契約保証金は、免除する。

(支払方法)

第5条 乙は、第3条に定める売買代金をこの契約締結と同時に、甲が発行する納 入通知書等により、甲に支払わなければならない。

(所有権の移転及び登記嘱託)

- 第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金の支払いを完了したときに、乙に移転 したものとする。
- 2 乙は、前項の規定により売買物件の所有権が移転した後に登記に必要な書類を 添えて甲に対し所有権移転の登記を請求するものとし、甲は、乙の請求により遅 滞なく所有権の移転登記を嘱託するものとする。

(物件の引渡し)

- 第7条 甲は、売買物件の所有権が移転した後、直ちに当該物件を現状有姿で、乙 に引き渡すものとする。
- 2 乙は、前項による引渡しを受けたときは、直ちに当該物件の受領書を甲に提出しなければならない。

(危険の移転及び契約不適合責任等)

- 第8条 この契約締結の日から売買物件の引渡しの時までの間において、乙の責め に帰することのできない理由により、売買物件に滅失、毀損等の損害を生じたと きは、その損害は甲が負担する。
- 2 乙は、売買物件の引渡し後、売買物件が数量の不足その他契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、甲が知りながら告げなかった内容及び乙が消費者契約法(平成12年法律第61号)第2条第1項に規定する消費者である場合については、この限りでない。

(公序良俗に反する使用等の禁止)

第9条 乙は、この契約締結の日から5年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない。

(実地調査等)

第10条 甲は、前条に定める義務の履行状況を確認するため、随時に実地調査し、 乙に対し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。この場合において、 乙は、その調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を 怠ってはならない。

(違約金)

- 第11条 乙は、次の各号に定める事由が生じたときは、甲の請求により、それぞれ 各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。
 - (1) 前条に定める義務に違反したときは、金(売買代金の1割)円
 - (2) 第9条に定める義務に違反したときは、金(売買代金の3割)円
 - (3) 第12条第2号に該当することが判明したときは、金(売買代金の3割)円
- 2 前項の違約金は第16条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

- 第12条 甲は、乙が次のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。
 - (1) 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。
 - (2) 乙が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号の規定に該当する者と認められるとき。

(返還金等)

- 第13条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が第14条に定める義務を 完全に履行した後、乙が第3条の定めにより支払った売買代金を返還する。ただ し、当該返還金には利息を付さない。
- 2 甲が解除権を行使したときは、乙は自らが負担した契約の費用及び売買物件に 支出した必要経費、有益費その他一切の費用を甲に請求することができない。

(原状回復)

- 第14条 乙は、甲が第12条に定める解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに、次の各号に定める事項を実行しなければならない。
 - (1) 売買物件について設定された抵当権、その他当該物件の完全な所有権の行使を妨げる負担を消滅させること。
 - (2) 甲名義に所有権移転登記をするための登記承諾書を甲に提出すること。なお、甲名義に所有権を移転するために必要な登記費用等は、すべて乙の負担とする。
 - (3) 売買物件に存在する乙が設置した建物及びその他の工作物等を収去したうえで甲に返還すること。ただし、甲が原状に復する必要がないと認めたときは、乙は、甲に対し現状のまま返還することができる。

- 2 前項第3号ただし書により、売買物件を返還したときは、当該売買物件内に残置したものの所有権はすべて甲に帰属する。なお、これにより、乙が損害を被っても甲に対して一切の請求をすることができない。
- 3 乙は、第1項第3号ただし書の場合において、売買物件が滅失又は毀損しているときは、その損害賠償として、減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

(使用料相当額損害金)

- 第15条 乙は、甲が第12条に定める解除権を行使したときは、次の各号に定める使用料相当額損害金を甲に支払わなければならない。この場合において、使用料相当額は、第3条に定める売買代金に年率7.4パーセントを乗じて算出した額とする。
 - (1) 第7条の定めにより売買物件の引渡しを受けた日から、甲が解除権の行使を通知した日までの間の使用料相当額
 - (2) 甲が解除権の行使を通知した日の翌日から、前条第1項に定める義務を完全 に履行して売買物件を甲に返還する日までの間の使用料相当額

(損害賠償)

第16条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、 第11条に定める違約金に加えて、その損害を賠償しなければならない。

(返還金の相殺)

- 第17条 甲は、第13条の定めにより売買代金を返還する場合においては、次の各号 の合計額を返還金から控除して返還するものとする。なお、控除できない金額が ある場合は、乙は甲に対して別途これを支払わなければならない。
 - (1) 第11条に定める違約金
 - (2) 第14条第1項第2号に定める登記費用等
 - (3) 第14条第3項に定める損害賠償金
 - (4) 第15条に定める使用料相当額
 - (5) 第16条に定める損害賠償金

(費用の負担)

- 第18条 この契約の締結に要する印紙税等の必要な費用は、すべて乙の負担とする。
- 2 甲から乙への所有権移転登記等必要な登記費用等は、すべて乙の負担とする。

(法令等の規制の遵守)

第19条 乙は、売買物件の法令等の規制を熟知の上、この契約を締結したものであることを確認し、当該物件を利用するに当たっては、当該法令等を遵守するものとする。

(裁判管轄)

第20条 この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えの管轄は、甲の事務所の 所在地を管轄する大阪地方裁判所とする。

(疑義等の決定)

第21条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、甲 乙協議の上、これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を 保有する。

令和 年 月 日

甲 大阪府 代表者

乙 (住所) (氏名)

物件の表示

所 在	地番	地目	面	積 (m²)		
[// // // // // // // // // // // // //	1工		钳		公簿面積	実測面積
計						

令和 年 月 日

入札保証金還付依頼書

大阪府知事 様

住 所(所在地)

氏 名 [法人名 [代表者名]

私は、大阪府が行う令和6年度第2回一般競争入札(府有地等売払)物件番号__に参加するため、令和 年 月 日に入札保証金として、金 円を納付しましたが、上記入札保証金の還付を依頼します。なお、入札書は提出しておりません。

上記入札保証金の入金を確認後、別添入札保証金届出書記載の預金口座に返金をお願いいたします。

以上